

第1編 第10章：成年および親権解放

第239条 (2021年改正、同年施行) 親権解放は (次の場合) 生じる：

- ① 成年 (になったこと) により。
- ② 親権行使する者の譲許により。
- ③ 裁判所の譲許により。

第240条 (2021年改正、同年施行) 成年は18歳に達したときから開始する。
成年の年齢の計算には出生の日を含む。

第241条 (2021年改正、同年施行) 親権行使者の譲許により親権解放が生じるには、未成年者は16歳に達してそれに同意することが必要である。この親権解放は公正証書により、または、身分登録の担当官の面前に出頭することにより与えられる。

第242条 (2021年改正、同年施行) 親権解放の譲許は身分登録簿に登録されなければならない、それまでは第三者に対する効果は生じない。
親権解放が譲許されると、撤回できない。

第243条 (2021年改正、同年施行) 両親の同意で両親から独立して暮らしている16歳以上の子は、全ての (法律上の) 効果について親権解放されているとみなされる。両親はこの同意を撤回できる。

第244条 (2021年改正、同年施行) 裁判所は16歳以上の子の親権解放を、子の申立てにより、両親の意見を聞いて、次の場合、譲許できる。

- ① 親権を行使する者が、親ではない他の者と婚姻しているとき、または、婚姻状態で同居しているとき。
- ② 両親が別居しているとき。
- ③ 親権の行使に多大な障害となる事由が生じたとき。

第245条 (2021年改正、同年施行) また、裁判所は、事前に検察庁に通知して、譲許を申し立てる16歳以上の後見に服する者に成年の利益を譲許できる。

第246条 (2021年改正、同年施行) 成年者は、民事的生活の全ての行為について能力を有する。但し、本法典が特別の場合に規定した例外は除かれる。

第247条 (2021年改正、同年施行) 親権解放は、未成年者にその人身および財物を成年者のごとく支配する権能を与える。しかし、成年に達するまでは、親権解放者は、その両親の同意なしには、また、両親がいないときはその裁判上の管理人の同意なしには、借金、不動産および商業もしくは事業施設または特に高価な物を譲渡もしくは担保に供することはできない。

親権解放された未成年者は裁判に自ら出頭することができる。

本条の規定は、また、成年の利益を裁判上取得した未成年者に適用される。

第 248 条 (2021 年改正、同年施行) 婚姻している未成年者が (夫婦) 共有物である不動産および商業もしくは事業施設または特に高価な物を譲渡もしくは担保に供するためには、配偶者が成年者のときは、両者の同意で足りる。両方とも未成年者のときは、互いの両親または裁判上の管理人の同意が必要である。